

(平成26年2月5日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認九州地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	15 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	14 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	10 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	7 件

九州（宮崎）国民年金 事案 2747

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 7 月から 52 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 7 月から 52 年 3 月まで

国民年金については、私の父が、加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料も納税組合の集金により納付していたので、申立期間が未納期間とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親は、申立期間当時、自身の分と合わせて、妻、申立人、申立人の兄及びその妻の国民年金保険料を納付していた旨供述しているところ、申立人の両親及び兄に係る A 市の国民年金被保険者名簿において、申立期間と同時期の保険料は納付済みとなっていることが確認できる。

また、申立期間は、9 か月と短期間である上、申立人の父親及び兄の供述から、申立期間及びその前後の期間を通じて、申立人及びその家族の生活状況に大きな変化は無かったものと推認され、申立期間の保険料が未納とされているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得日は昭和19年6月6日、同資格の喪失日は20年8月28日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和19年6月から20年7月までの標準報酬月額については、20円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年6月6日から20年8月頃まで

年金事務所に厚生年金保険の加入記録について照会を行ったところ、A社における被保険者資格の喪失日が不明であり、喪失日を昭和19年7月1日に設定することに同意するか、同意しない場合には年金記録確認第三者委員会に申し立てる必要がある旨の連絡を受けた。同社には、終戦後の20年8月頃まで勤務していたので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人が昭和19年6月6日に同社において厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できるが、同名簿の申立人の資格喪失年月日欄は空欄であり、同喪失日を確認することができない。

一方、申立人は、終戦時の玉音放送をA社の事務所の前で同僚と一緒に聞いたことを鮮明に記憶している上、前述の被保険者名簿により申立期間に厚生年金保険被保険者記録が確認できる同僚は、申立人の退職時期は自身が退職した昭和20年11月頃又はその少し前だった旨供述していることから、申立人は、申立期間においてA社に勤務していたことがうかがえる。

また、前述の被保険者名簿については、書換えが行われる前と後のものが確認でき、書換え後の同名簿においては申立人の姓名は記載されていないと

ころ、申立人の資格喪失年月日欄が空欄とされている書換え前の同名簿において、被保険者の最終の資格喪失年月日は昭和 20 年 8 月 28 日となっていることが確認できることから、当該名簿の書換えは同日以降に行われたと考えられ、申立人の A 社に係る被保険者記録は、同日まで継続していたと考えるのが自然である。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和 19 年 6 月 6 日に A 社において厚生年金保険被保険者資格を取得し、20 年 8 月 28 日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の A 社に係る厚生年金保険被保険者資格の取得時（昭和 19 年 6 月）の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から 20 円とすることが妥当である。

九州（大分）厚生年金 事案 5004

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、15万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年1月13日

私は、A社に勤務し、平成17年1月に賞与の支給を受け、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、当該期間に係る標準賞与額の記録が確認できないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B市が提出した申立人のA社に係る平成17年分の給与支払報告書及び申立人が提出した預金通帳の写しにより、申立人は、申立期間において、申立事業所から賞与の支給を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが推認できる。

また、申立期間の標準賞与額については、前述の給与支払報告書等により算出した賞与額及び保険料控除額から、15万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間当時の事業主は不明であると回答しているが、A社が加入していた健康保険組合及び厚生年金基金の加入記録に申立人の申立期間における賞与支給の記録が無く、健康保険組合、厚生年金基金及び社会保険事務所（当時）のそれぞれが、事業主から当該賞与に係る届出があったにもかかわらず、いずれも当該届出を記録しないと考えることから、事業主は、申立期間に係る賞与額を社会保険事務所に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

九州（大分）厚生年金 事案 5005

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 1 月 13 日

私は、A社に勤務し、平成17年1月に賞与の支給を受け、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、当該期間に係る標準賞与額の記録が確認できないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B市が提出した申立人のA社に係る平成17年分の給与支払報告書及び申立人が提出した金融機関口座の取引明細表の写しにより、申立人は、申立期間において、申立事業所から賞与の支給を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが推認できる。

また、申立期間の標準賞与額については、前述の給与支払報告書等により算出した賞与額及び保険料控除額から、2万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間当時の事業主は不明であると回答しているが、A社が加入していた健康保険組合及び厚生年金基金の加入記録に申立人の申立期間における賞与支給の記録が無く、健康保険組合、厚生年金基金及び社会保険事務所（当時）のそれぞれが、事業主から当該賞与に係る届出があったにもかかわらず、いずれも当該届出を記録しないとは考え難いことから、事業主は、申立期間に係る賞与額を社会保険事務所に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

九州（大分）厚生年金 事案 5006

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、7万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 54 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 1 月 13 日

私は、A社に勤務し、平成17年1月に賞与の支給を受け、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、当該期間に係る標準賞与額の記録が確認できないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B市が提出した申立人のA社に係る平成17年分の給与支払報告書及び申立人が提出した金融機関口座の取引明細表の写しにより、申立人は、申立期間において、申立事業所から賞与の支給を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが推認できる。

また、申立期間の標準賞与額については、前述の給与支払報告書等により算出した賞与額及び保険料控除額から、7万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間当時の事業主は不明であると回答しているが、A社が加入していた健康保険組合及び厚生年金基金の加入記録に申立人の申立期間における賞与支給の記録が無く、健康保険組合、厚生年金基金及び社会保険事務所（当時）のそれぞれが、事業主から当該賞与に係る届出があったにもかかわらず、いずれも当該届出を記録しないとは考え難いことから、事業主は、申立期間に係る賞与額を社会保険事務所に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

九州（福岡）厚生年金 事案 5007

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成10年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を28万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年6月30日から同年7月1日まで

A社から同社の関連会社であるB社に異動した際の厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。申立期間においても継続して勤務したため、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、A社の回答及び申立人と同時期に異動した同僚が所持する給与明細書から、申立人は、同社及び同社の関連会社であるB社に継続して勤務し（A社からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、オンライン記録によるとB社は平成10年7月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、同日まではA社において被保険者資格を有するべきものと考えられることから、同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る平成10年5月のオンライン記録から、28万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は当時の関係資料を保管しておらず不明と回答しているが、事業主が資格喪失日を平成10年7月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年6月30日と誤って記録するとは考え難

いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

九州（福岡）厚生年金 事案 5008

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成10年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年6月30日から同年7月1日まで

A社から同社の関連会社であるB社に異動した際の厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。申立期間においても継続して勤務したので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、A社の回答及び申立人と同時期に異動した同僚が所持する給与明細書から、申立人は、同社及び同社の関連会社であるB社に継続して勤務し（A社からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、オンライン記録によるとB社は平成10年7月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、同日まではA社において被保険者資格を有するべきものと考えられることから、同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る平成10年5月のオンライン記録から、22万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は当時の関係資料を保管しておらず不明と回答しているが、事業主が資格喪失日を平成10年7月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年6月30日と誤って記録するとは考え難

いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

九州（福岡）厚生年金 事案 5009

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成10年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年6月30日から同年7月1日まで

A社から同社の関連会社であるB社に異動した際の厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。申立期間においても継続して勤務したので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、A社の回答及び申立人と同時期に異動した同僚が所持する給与明細書から、申立人は、同社及び同社の関連会社であるB社に継続して勤務し（A社からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、オンライン記録によるとB社は平成10年7月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、同日まではA社において被保険者資格を有するべきものと考えられることから、同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る平成10年5月のオンライン記録から、22万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は当時の関係資料を保管しておらず不明と回答しているが、事業主が資格喪失日を平成10年7月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年6月30日と誤って記録するとは考え難

いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成10年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を34万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年6月30日から同年7月1日まで

A社から同社の関連会社であるB社に異動した際の厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。申立期間においても継続して勤務したため、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、A社の回答及び申立人と同時期に異動した同僚が所持する給与明細書から、申立人は、同社及び同社の関連会社であるB社に継続して勤務し（A社からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、オンライン記録によるとB社は平成10年7月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、同日まではA社において被保険者資格を有するべきものと考えられることから、同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る平成10年5月のオンライン記録から、34万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は当時の関係資料を保管しておらず不明と回答しているが、事業主が資格喪失日を平成10年7月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年6月30日と誤って記録するとは考え難

いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間②について、申立人のA社における船員保険被保険者資格の喪失日は昭和18年2月25日であり、同社における資格の取得日は同日であると認められることから、申立期間②に係る船員保険被保険者資格の喪失日及び取得日を訂正することが必要である。

なお、A社における昭和18年2月25日の資格取得時の標準報酬月額については、120円とすることが妥当である。

また、当該期間を戦時加算該当期間とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生年月日 : 明治40年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和16年2月8日から17年6月27日まで
② 昭和18年2月16日から同年3月15日まで
③ 昭和23年11月24日から24年4月1日まで

私は、申立期間においてB社（現在は、C社）が所有する船舶に船員として乗り組んでいたため、申立期間を船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、C社が提出した申立人に係る人事記録により、申立期間②の前後の期間を通じてD船舶に乗船していた旨の記載が確認できる。

また、オンライン記録では、申立人は船員保険被保険者資格を昭和18年2月16日に喪失し、同年3月15日に再度取得しているが、D船舶に係る船員保険被保険者名簿（名簿上の船舶所有者は、B社の関連会社であるA社）によると、申立人は同資格を同年2月25日に喪失し、同日付けで再度取得していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が船員保険被保険者資格を昭和18年2月25日に喪失し、同日に取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対して行っていたことが認められる。

なお、申立期間②の標準報酬月額については、前述の被保険者名簿に係る申立人の船員保険被保険者資格の取得時（昭和 18 年 2 月 25 日）の記録から、120 円とすることが妥当である。

また、日本年金機構が保管する戦時加算該当船舶名簿において、D 船舶は申立期間②の前後の期間を通じて戦時加算該当船舶となっていることが確認できることから、申立期間②を戦時加算該当期間とすることが必要である。

2 申立期間①及び③について、C 社は、「当時は、E 会が管理していたため、申立人に係る関連資料は、提出した人事記録以外は保管していない。」と回答しており、船員保険料の控除について確認できる資料を得ることができない。

また、申立期間①について、当時の船員保険法では、実際に船舶に乗り組んでいた船員を船員保険の被保険者とする旨規定されているところ、前述の人事記録では申立人の乗船を確認できない上、船員保険被保険者台帳によれば、申立人は B 社に係る船員保険被保険者の資格を昭和 16 年 2 月 8 日に喪失し、同社に係る船員保険被保険者資格を 17 年 6 月 27 日に再度取得していることが確認でき、オンライン記録と一致している。

さらに、申立期間③について、前述の人事記録により、申立人は A 社が所有する船舶に昭和 23 年 1 月 15 日に乗り組み同年 12 月 24 日に下船していることが確認できることから、申立人は、申立期間のうち同年 11 月 24 日から同年 12 月 24 日までの期間については、同社が所有する船舶に乗り組んでいたことが確認できるものの、同年 12 月 25 日から 24 年 4 月 1 日までの期間については、申立人の乗船は確認できない上、前述の船員保険被保険者台帳及び A 社が所有する船舶に係る船員保険被保険者名簿によれば、申立人は 23 年 11 月 24 日に船員保険被保険者資格を喪失していることが確認でき、オンライン記録と一致する。

加えて、F 組合が提出した申立人に係る組合費納入原簿では、申立人の組合加入日は昭和 24 年 4 月 1 日との記載が確認でき、申立期間③に係る申立人の勤務実態をうかがうことはできない。

また、申立人の申立期間①及び③に係る船員保険の加入状況に係る関連資料等は無く、このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間①及び③に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格喪失日に係る記録を昭和38年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年7月30日から同年8月1日まで
年金請求の手続をした際、A社C支店から同社本社に異動した申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いことが分かった。

A社に継続して勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、B社が提出した人事記録及び同社の回答から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（A社C支店から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人及び同僚の供述から、申立人は申立期間においてA社C支店に勤務していたと認められることから、申立人が同社本社において厚生年金保険被保険者の資格を取得した昭和38年8月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和38年6月の記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社は不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及

び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成23年7月15日

申立期間については、賞与の支給があり、厚生年金保険料が控除されているが、A事業所から年金事務所への賞与支払届の提出が遅れたことにより、年金額の計算の基礎とならない標準賞与額の記録とされている。申立期間について年金額の基礎となる標準賞与額の記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所が提出した申立人に係る平成23年7月15日の賞与支払明細書（控）の写しにより、申立人は、申立期間において支給された賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は申立人の賞与支給額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、前述の賞与支払明細書（控）の写しにより確認できる賞与支給額及び厚生年金保険料の控除額から、

18万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間当時に事務手続を行っていなかったとして、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成25年10月1日に賞与支払届を提出していることから、年金事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を5万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 49 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 23 年 7 月 15 日

申立期間については、賞与の支給があり、厚生年金保険料が控除されているが、A事業所から年金事務所への賞与支払届の提出が遅れたことにより、年金額の計算の基礎とならない標準賞与額の記録とされている。申立期間について年金額の基礎となる標準賞与額の記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所が提出した申立人に係る平成 23 年 7 月 15 日の賞与支払明細書（控）の写しにより、申立人は、申立期間において支給された賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は申立人の賞与支給額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、前述の賞与支払明細書（控）の写しにより確認できる賞与支給額及び厚生年金保険料の控除額から、

5万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間当時に事務手続を行っていなかったとして、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成25年10月1日に賞与支払届を提出していることから、年金事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を17万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和60年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成23年7月15日

申立期間については、賞与の支給があり、厚生年金保険料が控除されているが、A事業所から年金事務所への賞与支払届の提出が遅れたことにより、年金額の計算の基礎とならない標準賞与額の記録とされている。申立期間について年金額の基礎となる標準賞与額の記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する平成23年7月15日の賞与支払明細書の写し及びA事業所が提出した申立人に係る当該賞与支払明細書（控）の写しにより、申立人は、申立期間において支給された賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は申立人の賞与支給額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、前述の賞与支払明細書等の写しにより確認できる賞与支給額及び厚生年金保険料の控除額から、17万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間当時に事務手続を行っていなかったとして、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成25年10月1日に賞与支払届を提出していることから、年金事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和57年12月31日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年12月31日から58年1月1日まで

年金事務所で年金記録を確認したところ、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いことが分かった。当該期間はA社C支店から同社本社へ転勤した時期であるが、継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、B社C支店が提出した申立人に係る辞令簿、人事記録及び申立期間に係る給与支給明細書並びに同社の回答から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（A社C支店から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、前述の人事記録によるとA社C支店から同社本社への異動は昭和57年12月29日とされており、申立期間においては同社本社に在籍していたことが確認できることから、同年12月31日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和58年1月分の給与支給明細書において確認できる保険料控除額から、18万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか

否かについては、B社は不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年9月から55年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年9月から55年9月まで

昭和55年頃、A市に所在する自宅に行政機関の職員が国民年金の加入勧奨に来たことを契機に、私の母が私の国民年金の加入手続を行い、金額や期間については分からないが国民年金保険料を納付し、年金手帳を受け取った。その後、母から年金手帳を渡され、今後は自分で納付するように言われた記憶がある。

また、私が現在所持している年金手帳の国民年金の「初めて被保険者となった日」欄には、「55年*月*日」を訂正して「45年*月*日」と記載されている。

母が保険料を納付したのは間違いないので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和55年頃、A市に所在する自宅に行政機関の職員が国民年金の加入勧奨に来たことを契機に、母親が申立人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付したと申し立てている。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和59年10月に払い出されていることが推認できるところ、当該払出時点では、申立期間に係る保険料は時効により納付することができない。

また、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする申立人の母親は、納付したとする保険料の金額及び納付期間についての記憶が明確ではなく、納付状況が不明である。

さらに、申立人は、現在所持している年金手帳の国民年金の「初めて被保険者となった日」欄には、「55年*月*日」を訂正して「45年*月*日」と

記載されていると供述しているところ、A市は訂正が行われた経緯は不明である旨回答しているが、申立人について被用者年金制度への加入記録が確認できないことから、申立人が初めて国民年金の被保険者資格を取得したのは申立人の20歳到達日（昭和45年*月*日）であるとみて、当該日に遡って前述の訂正が行われたと考えても不自然ではない。

加えて、申立人に別の記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情も見当たらず、申立人及びその母親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年1月から50年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年1月から50年12月まで

私の国民年金の加入手続は、昭和43年1月頃に父が行い、国民年金保険料の納付も父又は母が行ったにもかかわらず、申立期間が未納期間とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和43年1月頃に申立人の父親が国民年金の加入手続を行ったと申し立てているが、国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は、53年2月3日に払い出されていることが確認でき、当該払出時点において、申立期間の国民年金保険料は時効により納付することができない上、申立期間において、申立人に別の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人が申立期間に住居登録していたとするA市及び申立期間後に居住していたとするB市には、申立人が申立期間に係る保険料を納付したことを確認できる資料は無く、申立人がその後転居したC市の申立人に係る国民年金被保険者名簿には、申立期間は未納と記録されている。

さらに、申立人は、申立期間当時の保険料は月額6,000円くらいであったこと、及び結婚した数年後に、滞っていた保険料を納付してもらうため自身の母親に現金20万円を渡し、昭和50年12月までの保険料納付が済んだと母親から報告を受けた記憶もあることを述べているが、申立人が述べている保険料額は、申立期間当時の保険料額又は申立人の記号番号が払い出された時期より後に行われた第3回特例納付により申立期間の保険料を納付した場合に必要な保険料額と符合しない。

加えて、申立人は、申立期間の国民年金の加入手続及び保険料の納付に関

与していない上、申立人の国民年金の加入手続及び保険料納付を行ったとする申立人の両親は既に死亡しており、申立期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

また、申立人及び申立人の両親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年10月から51年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年10月から51年10月まで
国民年金の加入手続は、私の夫が、昭和43年10月頃、A市B区役所又は同市C区役所で行い、申立期間の国民年金保険料の納付も行った。申立期間の保険料が納付したことでない、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の夫が昭和43年10月頃、A市において国民年金の任意加入手続を行ったと申し立てているところ、国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は、51年11月にD市E区で払い出されていることが確認でき、当該払出時期以前に申立人に対して別の記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人に係るD市E区の国民年金被保険者名簿及び国民年金被保険者台帳により、申立人が昭和51年11月24日に国民年金の任意加入被保険者となっていることが確認できるところ、任意加入被保険者は、制度上、遡って国民年金に加入することはできず、申立人の夫は、申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付することができなかつたものと考えられる。

さらに、申立人及び申立人の夫が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立期間②について、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 53 年 12 月 31 日から 54 年 1 月 1 日まで
② 昭和 54 年 1 月 1 日から同年 1 月 5 日まで

私は、昭和 53 年 12 月 31 日まで A 社（現在は、B 社）に勤務し、54 年 1 月 1 日から C 社（現在は、D 社）に転籍したが、申立期間に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、雇用保険の被保険者記録により、申立人が A 社を昭和 53 年 12 月 30 日に離職していることが確認できる。

また、B 社が提出した A 社に係る申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書の写しにより、同社が申立人の退職日を昭和 53 年 12 月 30 日、厚生年金保険被保険者資格の喪失日を同月 31 日として社会保険事務所（当時）に届け出たことが確認できる上、同資格喪失日は、同社に係る厚生年金保険被保険者名簿に記載されている申立人の同資格喪失日と一致しており、遑って修正されるなど不自然な点は見当たらない。

さらに、申立期間①当時、A 社において社会保険事務及び給与計算事務を担当していた者は、当時の同社の取扱いとして、厚生年金保険料は翌月控除であったため、月末退職者については、退職月に支払う給与から厚生年金保険料を 2 か月分控除する必要があるが、これを避けるため、月末日を厚生年金保険被保険者資格の喪失日として、社会保険事務所に届け出た旨供述している。

加えて、B 社は、A 社における厚生年金保険料控除に係る関係資料を保

管していないため、申立人の申立期間①に係る同保険料の控除について確認できないが、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日が、昭和 53 年 12 月 31 日となっていることから、同社は、申立人の給与から同年 12 月の同保険料を控除していないと思う旨回答している。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 申立期間②について、申立人は、昭和 54 年 1 月 1 日に C 社に転籍したと申し立てているものの、雇用保険の被保険者記録により、申立人が同月 5 日に、同社において同被保険者資格を取得したことが確認できる。

また、D 社は、申立人の申立期間②に係る勤務実態を確認できる資料を保管しておらず、申立人が当該期間に C 社に勤務していたことを確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

さらに、C 社に係る厚生年金保険被保険者名簿に記載されている申立人の同資格の取得日は、オンライン記録と一致しており、遡って修正されるなどの不自然な点は見当たらない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は、見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 8 月 29 日から 50 年 1 月 1 日まで

私は、申立期間において、A事業所のB部門に勤務していたが、当該期間の厚生年金保険被保険者記録が確認できない。雇用されていた会社名は、C社（当時は、D社）であったか、E社（当時は、F社）であったか定かではないが、厚生年金保険料は、給与から控除されていたと思うので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間における雇用保険の被保険者記録が確認できない上、C社及びE社は、申立期間当時の資料を保管していないため、申立人の勤務実態については不明であると回答していることから、申立人の当該期間における両申立事業所に係る勤務実態を推認することができない。

また、申立期間におけるD社及びF社に係る各健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の厚生年金保険被保険者記録を確認することはできない上、当該期間における両事業所の健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

さらに、C社及びE社が申立期間当時の資料を保管していないことから、当該期間における申立人の厚生年金保険の加入状況及び給与からの厚生年金保険料の控除について確認することはできない上、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等を所持しておらず、ほかに、当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

九州（大分）厚生年金 事案 5019

第1 委員会の結論

申立人は、全ての申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 49 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 8 月
② 平成 15 年 12 月

A社に勤務していた期間における厚生年金保険の標準賞与額の記録が漏れている可能性があるため年金事務所から連絡を受け、申立期間における標準賞与額の記録が無いことが分かった。

申立期間において、A社から賞与の支給を受け、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたと思うので、標準賞与額の記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した申立人に係る平成 15 年の賃金台帳により、給与の支給は確認できるが、申立期間の賞与が支給されたことは確認できない。

また、B金融機関から提出された申立人に係る「預金取引明細照会」により、前述の賃金台帳に記載されている給与の差引支給額と一致する額がA社から振り込まれていることは確認できるが、申立期間の賞与の振込みについては確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていた事実を確認できる賞与明細書等の関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年6月1日から29年10月31日まで
② 昭和31年5月1日から32年10月11日まで

社会保険労務士に厚生年金保険の被保険者記録を調査してもらったところ、A社に勤務していた申立期間については、脱退手当金の支給済期間とされていることが分かった。

私は脱退手当金を請求したことも、受け取ったことも記憶していないので、脱退手当金の支給記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立期間②における申立人の欄には、申立人に脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されている上、申立期間に係る脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人の脱退手当金が支給決定された時期は通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金は受給できなかったことから、申立事業所を退職後、厚生年金保険への加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえない上、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

九州（長崎）厚生年金 事案 5021

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和51年6月30日から54年9月1日まで
② 昭和55年8月15日から58年8月1日まで

私は、昭和40年12月にA社に就職し、申立期間前後を通じて平成7年12月まで同社に継続して勤務していた。

A社での勤務期間途中において、自身が事業を行っていた事業所における厚生年金保険に加入した時期はあったが、その期間も含めて同社に勤務したことは間違いなく、給与から厚生年金保険料が控除されていたと記憶している。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、自身が事業を行っていた事業所で厚生年金保険に加入した期間を含め、昭和40年12月7日から平成7年12月30日までの期間において、A社に継続して勤務していたと主張している。

しかしながら、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）により申立期間①又は②における厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚のうち、連絡先が判明した20人に照会したところ、回答があった11人のうち申立人を記憶している1人は、「申立人は、一度、A社を退職し、その後、時期は明確ではないが、同社に再就職したことを記憶している。」と供述しているとともに、ほかの10人からは、申立人の申立期間①及び②に係る勤務実態に関する供述を得ることができない。

また、申立人に係る雇用保険の被保険者記録においても、申立人が、A社を一旦離職した後に、同保険の被保険者資格を再取得していることが確認できることから、申立人が申立期間①及び②を通じて同社に継続して勤務していた

ことがうかがえない。

さらに、前述の同僚からは、申立人の申立期間①及び②に係る事業主による厚生年金保険料の控除に関する供述を得ることができない上、A社は、「申立期間①及び②における賃金台帳及び出勤簿は保管していないため、当該期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除については不明である。」と回答している。

加えて、A社が保管している申立人に係る「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」及び「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」の写しに記載されている厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日は、被保険者原票及びオンライン記録と一致していることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 17 年 1 月 1 日から 21 年頃まで

私は、申立期間についてA社B事業所に勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

申立期間のうち、徴用によりC社D事業所で勤務した期間においても、A社B事業所から受け取った昭和 20 年上期及び 21 年上期の賞与明細書を所持していることから同社同事業所に在籍していたと思う。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、A社B事業所の同僚として姓名を挙げた者の供述並びに申立人が提出した同社同事業所から受け取った昭和 20 年上期及び 21 年上期の賞与明細書により、期間の特定はできないものの、申立人が同社同事業所に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、適用事業所名簿によると、A社B事業所は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主の連絡先が確認できないことから、申立人の同社同事業所における申立期間に係る勤務実態や事業主による厚生年金保険料の控除などについて確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

また、A社B事業所に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）により申立期間において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚に照会しても、申立人の申立期間に係る勤務の実態及び厚生年金保険料の控除に関する供述を得られない。

さらに、申立人が姓名又は姓のみを挙げたA社B事業所の複数の同僚のうち、申立人が同じ職種であったとする二人については、被保険者名簿及び厚生年金

保険被保険者台帳によると、申立人が徴用によりC社D事業所に勤務していたとしている期間中の昭和19年10月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得しており、ほかの同僚の中には、被保険者名簿において厚生年金保険の被保険者記録が確認できない者がいる。

加えて、申立人は、徴用によりC社D事業所で勤務し同社同事業所において厚生年金保険に加入していた昭和18年8月20日から20年8月15日までの期間及びその後の期間についても、A社B事業所に在籍していたことが確認できる資料として、昭和20年上期及び21年上期に係る賞与明細書を提出しているものの、当該資料では、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことまでは確認できない。

また、被保険者名簿において、申立人に係る厚生年金保険の被保険者記録は確認できず、健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 4 月 29 日から 48 年 9 月 3 日まで

私は、昭和 34 年 4 月から 49 年 10 月まで A 社に継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

申立期間については、A 社 B 事業所に勤務しており、給与から厚生年金保険料を控除されていたはずなので、調査の上、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、A 社 B 事業所に勤務していたと主張しているが、同社同事業所に係る厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）により当該期間における厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚の供述からは、申立人が当該期間当時に、同社同事業所に勤務していたことをうかがえない。

また、A 社 B 事業所は昭和 50 年 11 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同社に係る商業登記簿も廃棄されていることから、申立期間当時の事業主を特定することができず、申立人の申立期間に係る勤務状況、厚生年金保険料の給与からの控除について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

さらに、被保険者原票によると、申立人の申立期間前後に係る厚生年金保険の被保険者記録は、昭和 39 年 12 月 21 日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、47 年 4 月 29 日に同資格を喪失した後、48 年 9 月 3 日に別の整理番号により同資格を再度取得しており、これらはオンライン記録と一致していることが確認できる。

加えて、申立人の雇用保険の被保険者記録については、事業所名は確認できないが、申立期間の終期と同日の昭和 48 年 9 月 3 日を取得日とする同被保険者記録は確認できるものの、申立期間に係る記録は確認できない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。